

特定中小会社が発行した株式の取得に
要した金額等の控除の明細書（付表）

【令和__年分】

整理番号

現住所	フリガナ 氏名	電話番号 (連絡先)
-----	------------	---------------

1 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合

		控除対象特定株式（※１）			特例控除対象特定株式（※２）			合 計
		銘柄：	銘柄：	小計	銘柄：	銘柄：	小計	
		①	②		③	④		
取得に要した金額 の合計額（※３）	①	円	円	(A+B) 円	円	円	(D+E) 円	(C+F) 円
株式の種類ごとの ①の金額の割合	②			(C01/G01) %			(F01/G01) %	% 100.00
①の金額のうち「措置法 第37条の13第１項」の 規定の適用を受ける金額	③			(G03×C02) 円			(G03×F02) 円	(※４) 円
Fの③の金額のうち 20億円を超える部分の金額	④						(F03-20億) 円	
株式の種類別・銘柄 ごとの①の金額の割合	⑤	(A01/C01) %	(B01/C01) %	% 100.00	(D01/F01) %	(E01/F01) %	% 100.00	
取得費の調整対象額	⑥	(C03×A05) 円	(C03×B05) 円		(F04×D05) 円	(F04×E05) 円		

※1 租税特別措置法施行令第25条の12第10項に規定する控除対象特定株式を指します。

2 租税特別措置法施行令第25条の12第11項に規定する特例控除対象特定株式を指します。

3 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、株式の種類別、銘柄ごとに転記してください。

4 ⑥の③欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。

2 「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける場合

		銘柄：	銘柄：	銘柄：	合 計
		①	②	③	④
取得に要した金額 の合計額（※1）	①	円	円	円	(A+B+C) 円
①の金額のうち「措置法 第37条の13の2第1項」 の規定の適用を受ける金額	②				(※2) 円
Dの②の金額のうち20億円 を超える部分の金額	③				(D02-20億) 円
株式の銘柄ごとの ①の金額の割合	④	(A01/D01) %	(B01/D01) %	(C01/D01) %	% 100.00
取得費の調整対象額	⑤	(D03×A04) 円	(D03×B04) 円	(D03×C04) 円	

※1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、控除対象設立特定株式の銘柄ごとに転記してください。

2 ②の②欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。

（令和7年分以降用）

使用目的等

- この付表は、次の 1 から 3 までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる規定の適用を受けた年の翌年以後の各年分におけるその規定の適用を受けた株式に係る同一銘柄株式の取得価額又は取得費から控除する金額を計算するために使用するものです。

この付表は、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」と一緒に提出してください。

- 1 「措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、租税特別措置法第37条の13第1項に規定する控除対象特定株式の銘柄が複数あるとき（複数ある銘柄の全てが特例控除対象特定株式※に該当し、その適用を受ける金額が20億円以下の場合を除きます。）

※ 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。

- 2 「措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額のうち特例控除対象特定株式に係る部分（表面の1における⑥の③欄の金額）が20億円を超えるとき

- 3 「措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額が20億円を超えるとき

（注） 各特例の適用を受ける銘柄が複数ありこの付表1枚で書ききれない場合は、この付表を複数枚使用してください。

その場合、「小計」欄及び「合計」欄については、適宜、複数ある銘柄全ての合計額（「小計」欄は株式の種類別の合計額）を基に記入し、その記入した「小計」欄又は「合計」欄に基づき、銘柄別の各欄を記入してください。

なお、2枚目以降の「小計」欄及び「合計」欄については、記入の必要はありません。